

マレーシアの特許制度が異議申立制度で激変



ジャイー・リー (Lee Jia Ee)

マレーシア弁理士

Global IP Southeast Asia, Malaysia: Director (パートナー)

Global IP Southeast Asia, Singapore: Country Manager

(シニア・パテントエンジニア)

マレーシアの特許環境は新しい時代に突入しました。付与後異議申立制度が2025年12月31日に施行されたことで、同国は特許付与直後に第三者が特許の有効性に異議を唱えることを認めている国のひとつとなりました。この新制度は2022年特許改正法により、1983年特許法第55A条に組み込まれて、特許権の審査および維持の方法における重要な変化をもたらしました。

特許の無効理由は、特許法第56条第2項に定められています。特許は、(a) 発明自体が有効でない場合に取り消され得ます。例えば、特許請求の範囲の対象が「発明」として認められない場合、特許適格性から除外されるカテゴリーに該当する場合、公共の秩序や道徳に反する利用である場合、または新規性、進歩性、産業上の利用可能性などの法定要件を満たさない場合などがあります。また、(b) 出願書類に欠陥がある場合にも特許は無効とされ得ます。例えば、明細書や請求の範囲が第23条に準拠していない場合です。さらに、(c) 発明を理解するために必要な本質的な図面が欠けている場合にも特許が取り消され得ます。最後に、(d) 特許が法的に権利を有さない人に付与された場合などに、不正な所有を理由に有効性が争われることがあります。

特許の無効性は、マレーシアでは従来、高等裁判所での訴訟を通じてなされており、これは行政審査ではなく正式な訴訟となっています。この手続きは特許の存続期間中いつでも開始可能であり、特許付与後何年も経てからでも特許の有効性に異議を申し立てることができるのです。例えば、権利侵害紛争やライセンス紛争に伴って無効性が訴えられます。この場合、「被害者」のみがそのような訴訟を起こす資格があり、通常は競合者、潜在的なライセンサー、または侵害の脅威を受けている者など、商業上の利益において直接的に影響を受ける当事者が提訴できます。無効裁判の申し立ては、被害者による訴状と請求の記載の提出から始まります。その後、特許権者が答弁をし、反訴を行うこともあります。双方は専門家の鑑定と技術的な主張を提出し、審理は裁判官の前で行われ、証人は反対尋問を受けます。裁判所は特許を全部または一部取り消すことができ、その決定は控訴裁判所に上訴でき、最終的には連邦裁判所に上訴され得ます。

しかし、特許付与後の異議申立制度の導入によって状況は今や大きく変わりました。この新しい行政的手法により、「利害関係者」とされる誰でもが、特許付与の公告から6か月以内に、当